

行田市地域福祉推進計画に対する市民意見募集(パブリックコメント)実施結果

1 意見の募集

1	意見募集期間	令和7年1月10日(金曜日)～令和7年2月9日(日曜日)
2	意見提出者数	1 法人
3	意見件数	1 件

2 意見の概要

ページ	意見の概要	意見に対する考え方	計画の修正
P82	1-(2)多機関協働事業 ○意見 若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者の方などが、介護保険サービス、障害福祉サービスなど多機関が連携・協働して支援できる体制を作っていくことを計画に位置付けてほしい。 ○理由 65歳以上で一定の要件を満たせば精神障害の診断がなくても障害者控除対象者認定書で障害者控除を受けられますが、65歳未満では、若年性認知症や高次脳機能障害の方は、精神障害と診断の上、精神障害者保健福祉手帳を交付されなければ障害者控除が受けられません。 高次脳機能障害の地域格差を是正するため、令和6年度に障害福祉サービス等報酬改定で高次脳機能障害支援体制加算が新設され、若年性認知症も高次脳機能障害も、介護保険サービスや障害福祉サービスを組み合わせで支援していくことになります。 縦割りの仕組みで、支援体制が整備されず、支援から漏れることがないようにしてください。	本計画は、市の福祉分野における総合的な計画であり、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援など様々な福祉分野における行政計画との連携・整合を図っております。 また、重層的支援体制整備事業は、複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、属性を問わない包括的な支援体制を構築する事業です。 「行田市障がい者計画」では、高次脳機能障がいの方を計画の対象としており、高次脳機能障がいや若年性認知症の方の施策は「行田市高齢者いきいき安心元気プラン」において記載しているため、本計画で具体的に記載することはいたしません。障がい福祉分野や高齢者福祉分野等他機関・多職種と連携しながら相談支援体制を構築してまいります。	なし